

議案第 5 0 号

境港市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例

境港市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成
20年境港市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 固定資産税を課税免除する特例対象となる施設の設置期限の延長（第2条関係）
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）が改正されたことに伴い、承認を受けた地域経済牽引事業者が固定資産税の課税の免除を受ける固定資産に係る対象施設の設置期限を令和10年3月31日まで3年間延長する。
- 2 施行期日等
公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

議案第 5 1 号

境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例制定について

境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年境港市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

階 級	勤 務 年 数						
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上 35 年未満	35 年以上
団 長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副 団 長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分 団 長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団 員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（退職報償金の内払）

- 3 令和7年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

(参 考)

主 な 内 容

1 退職報償金の勤続年数区分の新設（別表関係）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）が改正されたことに伴い、退職報償金の勤続年数区分に、「35年以上」の区分を追加する。

2 施行期日

公布の日